

令和5年1月20日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について（平成10年11月13日職福—443）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第3条関係 1～3 （略） 4 各省各庁の長は、育児又は介護を行う職員を早出遅出勤務とする措置の実施に当たっては、	第3条関係 1～3 （略） 4 各省各庁の長は、育児又は介護を行う職員を早出遅出勤務とする措置の実施に当たっては、

早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻、休憩時間並びに休憩時間をあらかじめ定めて職員に周知するものとする。この場合において、当該始業及び終業の時刻は、それぞれ午前5時以後及び午後10時以前に設定するものとする。

5 (略)

早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻、休憩時間並びに休憩時間をあらかじめ定めて職員に周知するものとする。この場合において、当該始業及び終業の時刻は、それぞれ午前7時以後及び午後10時以前に設定するものとする。

5 (略)

以 上